

協働の種類について（他市町村 参考）

自治体名	協働の種類
交野市	<p>代表的な協働形態や手法</p> <p>主催・共催 行政が責任を持って担うべき事業を、パートナーに委託することや、協力を得ながら進める協働の形態や手法です。 パートナーが持つ特性が発揮されることで、行政にはない創造性や民間的発想が期待でき、決め細やかなサービスの提供が可能となります。 なお、単に経費削減等の効率化を目的とした請負型の委託は協働事業ではありません。</p> <p>共催・負担 パートナーと行政がともに主体となって事業を行う協働の形態や手法です。 お互いが対等な立場で、「ひと・もの・かね」の役割分担を明確にして事業を実施することができます。</p> <p>後援・補助 パートナーが実施する事業を支援するため、後援名義の使用許可を行ったり、財政的な支援を行うことで公益を実現する協働の形態や手法です。事業に対する理解や関心、社会的信頼が増すことが期待できます。事業の実施主体であるパートナーの自主性、自立性が尊重されます。</p>
守口市	<p>4) 協働の種類（図表1-4 参照）</p> <p>「協働」の種類は、「A 共催」、「B 後援」、「C 委託」、「D 補助・助成」、「E 事業への協力」、「F アドプト制度」、「G 企画・立案等への参画」などに分けられます。</p> <p>「A 共催」とは、複数の主体が、ともに主催者となって、実行委員会を組織するなど役割を分担しながら事業を実施するものをいい、これに対して「B 後援」は、他の主体が取り組んでいる事業に対し、団体の名義を提供し、事業の社会的信頼性が増すように支援を行うものをいいます。</p> <p>「C 委託」は、設定された事業の目的や内容に基づいて契約し、事業の実施あるいはサービスの提供を行うものをいい、「D 補助・助成」は、公益的な活動を行う団体の事業に対して、市行政などが支援的な立場から資金提供を行うものをいいます。</p> <p>「E 事業への協力」とは、市行政や他の主体が実施する事業について互いの目標や役割分担を取り決め、協力し合って行うものをいい、「F アドプト制度」とは、団体が実施する美化活動や緑化活動について、市行政と協定を結び、市行政が看板の設置、物品の提供、ごみの回収などを行うものをいいます。</p> <p>また、「G 企画・立案等への参画」とは、公共政策の新たな立案や見直し、また新たな事業の企画を団体と市行政がともに関わって行うものをいいます。</p>

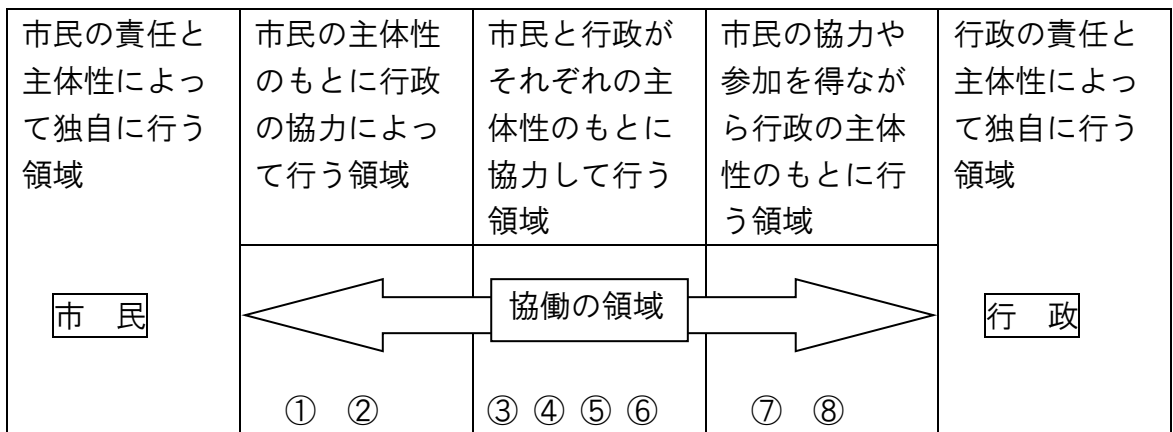
	協働の種類	内容
	A 共催	複数の主体が、ともに主催者となって、実行委員会を組織するなど役割を分担しながら事業を実施するもの。
	B 後援	他の主体が取り組んでいる事業に対し、団体の名義を提供し、事業の社会的信頼性が増すように支援を行うもの。
	C 委託	設定された事業の目的や内容に基づいて契約し、事業の実施あるいはサービスの提供を行うもの。
	D 補助・助成	公益的な活動を行う団体の事業に対して、市行政などが支援的な立場から資金提供を行うもの。
	E 事業への協力	市行政や他の主体が実施する事業について互いの目標や役割分担を取り決め、協力し合って行うもの。
	F アドプト制度	団体が実施する美化活動や緑化活動について、市行政と協定を結び、市行政が看板の設置、物品の提供、ごみの回収などを行うもの。
	G 企画・立案等への参画	公共政策の新たな立案や見直し、また新たな事業の企画を団体と市行政がともに関わって行うもの。
四条畷市	<p>協働を効果的に進め、事業目的を達成するためには、事業の趣旨に応じてふさわしい協働パートナーとの組み合わせで、最も効果的な協働の形を選ぶことが大切です。</p> <p>協働のパターンには、各主体の自主的な公益活動への行政参画を行う場合、各主体どうしが協働を行う場合、あるいは各主体と行政が協働を行う場合もあります。協働は団体どうしで行うものであり、個人は、団体へ参加することを通して協働に参画します。</p>	
	協働の形態	形態の特徴
	協働型委託	<p>行政は、本来、行政責任で行うべき事業を協働パートナーに委託することができます。</p> <p>パートナーとなる各主体は、受託者としてそれぞれの団体の特性、専門性、能力などを活かし、効果的に事業を実施します。事業完了後は、委託者への事業の経過や成果などの報告・説明などが義務付けられますが、市民に対してもこれらを報告することが必要です。</p> <p>(事例) ・「広報しじょうなわて」点訳・朗読業務 ・市民総合体育大会 ・指定管理者制度 など</p>

参画・提言	<p>市民をはじめ、各主体が持つ専門的な知識や多様な発想、アイデアなどを、行政の事業計画や施策検討に活かすための方法のひとつです。市民や団体は、委員会・審議会・公聴会などに企画立案段階から参画し、多様な提案や意見を述べます。意見公募手続（パブリックコメント）制度は、行政の主要な計画や事業等の策定時に、広く市民の意見を聞いて計画や事業に反映するものです。市民の意見に対して、行政は精査・検討を行ったうえで、行政の考えをきちんと説明・公表していきます。</p> <p>協働事業提案制度は、市民から行政と協働して行うことでより効果が上がる公益的事業の提案を受けるもので、四条畷市は公開審査などにより採否を検討し、採用された提案について当該部課と実施等を検討し、協働事業化していくものです。</p> <p>参画・提言は「政策協働」で、事業実施にあたって協働するのは「事業協働」です。</p> <p>（事例）・2050年の夢づくり会議</p>
実行委員会 協議会など	<p>共通の目的を達成するため、市民をはじめ各主体と行政が構成員となった実行委員会・協議会が、主催者となって事業を行います。</p> <p>（事例）・四条畷市成人式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちゃんぷるーフェスタ ・学校安全対策事業 など
補助 助成 後援	<p>各主体が単独あるいは連携して自主・自発的に行う公益活動・事業に対して、行政が財政的支援などを行うことで公益を増進させる方法です。補助金を交付される主体は、事業に関して説明責任を果たし、情報の公開や透明性を保つ必要があります。</p> <p>（事例）・地域支え合い体制づくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の集い ・四条畷市楠公まつり ・緑のカーテン事業 ・みどりの花とまちづくり活動 など
共催 協力	<p>同じ目的や効果を共有する各主体と行政、あるいは各主体どうしが、ともに事業主体となり、対等な立場で役割と責任を分担しながら事業を行います。協働パートナーは、企画段階から評価段階までのすべてのプロセスに参画します。</p> <p>（事例）・絵本であそぼ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て講座 ・公民館フェスティバル ・チャイルドラインカード配布 ・婚活関連事業「愛ポット」 など

アダプト制度	日常生活の中でできる公益活動として、地域住民や企業が道路、公園、河川などの公共財産を自分たちの養子とみなして、清掃や美化の活動を行い、行政はそれらの活動に対し物品の支給など一定の支援を行います。 (事例) ・公園 ・緑地里親支援事業 ・アドプトフォレスト四条畷 など
その他	上記のいずれにも該当しない協働形態で、人的・物資的な「協力」や「支援」などがあります。 (事例) ・「広報しじょうなわて」政策への市民の参加 など

(2) 市民と行政の協働事業の実施形態

市民と行政が協働で事業を実施する場合の形態は、主に次の8つに分類されます。



藤井寺市

①	公園に基づく協働	市民が主体的に行う事業に対して、行政が趣旨に賛同し、名義使用を承認するもの。
②	補助金・助成金交付に基づく協働	市民が主体的に行う事業について、行政が資金提供などの財政的な支援を行うもの。
③	共催に基づく協働	市民と行政がともに実施主体として、事業に取り組むもの。
④	実行委員会・協議会に基づく協働	行政を含めたさまざまな人や団体が集まって新たな組織をつくり、その組織が主催者となって事業を行うもの。
⑤	事業協力に基づく協働	市民と行政の間で、人材やノウハウ、資金など、お互いに出せるものは出し合い、それぞれの特性を活かして役割分担を決め、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行うもの。
⑥	情報提供・情報交換に基づく協働	市民と行政との間でお互いが持つ情報の提供・交換を行い、それぞれの活動や事業に活用するもの。

	⑦	委託契約に基づく協働	本来は行政が行う施策や事業などの一部や全部を市民に委託することでより効果的に進めるもの。
	⑧	政策提言・企画立案過程における協働	専門性や先駆性、地域性など、多様な特性を持った市民が政策形成過程に参加することで、行政とは違った視点からの提案を期待して実施するもの。
	<p>事業の目的を最も効果的・効率的に達成するため、どのような協働の形態がよいかを検討し、選択する必要があります。</p> <p>協働の形態には、次のようにさまざまなものがあります。 協働をどの形態で実施するかについては、協働事業の目的や内容、協働の相手によって、最も効果的・効率的な協働の形態を選択する必要があります。</p>		
	分類	協働の形態	内容
埼玉県 川越市	組む協働 市民が主体的に取り	補助・助成	市民が事業主体となる公益的な事業に対して、行政が財政的な支援を行うものです。
		後援	市民が主体的に行う事業に対し、その事業の公益性を認め、行政の名義の使用を承認し社会的信頼性が増すように支援を行うものです。
		事業協力	市民が事業主体となり、互いに目標や役割分担などを取り決め、事業を協力して行うものです。
	的に取り組む協働 市民と行政がともに主体	共催	市民と行政が共に主催者となって、共同して事業を実施するものです。
		情報交換・情報提供	広報紙の発行、検討会、フォーラム、ワークショップの開催等により、市民と行政がそれぞれ持つ情報の提供や情報交換を行うものです。
		実行委員会・協議会	行政を含めたさまざまな協働の主体が集まって新たな組織をつくり、その組織が主催者となって事業を行うものです。
	働 行政が主体的に取り組む協	協働委託	行政の仕事を協働事業として行うもので、仕様書作成の段階から市民と十分協議を行い、市民が持つ特性を生かして行政が直接実施するより、効果的できめ細かいサービスの提供を行うものです。
		企画・計画立案への参画	行政が事業の企画や計画を立案する際に、意見や情報を交換したり、提案を求めたりするものです。また、審議会・委員会等の委員としての参画もあります。
		事業協力	行政が事業主体となり、互いに目標や役割分担などを取り決め、事業を協力して行うものです。

新潟県
新潟市

次に掲げる6種類が、主な協働の形態として挙げられます。

協働を行う場合、各形態に共通していることは、お互いの立場を尊重し、対等な関係による議論を行うとともに、市民自治の多様な担い手それぞれから出された建設的な意見を可能な範囲で反映できるよう工夫し、信頼関係を構築することです。

また、形態によっては、主催者としての社会的責任が求められることをあらかじめ確認しておく必要があります。

どの形態で実施するのが適切かを判断するためには、その活動の趣旨を双方でよく確認しながら、より効果的かつ合理的であるかを総合的に判断し、効果が最も期待できる手法を選択することが必要です。

1. 実行委員会・協議会

「実行委員会」「協議会」という新しい組織を立ち上げ、市民自治の多様な担い手が主催者となって行う形態です。

【効果】

- ・お互いの専門性やネットワークを活かすことで、効率的、効果的な活動が期待できます。
- ・資金調達や活動の面で、より柔軟な運営が可能となります。

【留意点】

慣習などにより、メンバーが長期にわたって固定されると、実行委員会の硬直化や活動の低下を生じる恐れがあるので、必要に応じ見直しを行う必要があります。

2. 共催

市民自治の多様な担い手が主催者となって一つの取組を行う形態です。

【効果】

市民自治の多様な担い手の持つネットワークを活かした企画によってプログラムが充実するほか、計画・実施にあたり、合わせ持つ専門的な知識を活かすことが出来ます。

【留意点】

- ・内容について、企画・計画段階で十分な協議を行っておく必要があります。
- ・イベントなどにおけるトラブル防止については、事前に確認と意識の徹底を図る必要があります。

3. 活動協力

共催や実行委員会・協議会以外の形態で、市民自治の多様な担い手や市との間で、それぞれの特性を活かす役割分担を取り決めた協定書の締結や後援など、一定期間、継続的な関係のもとで協力して行うことです。

【効果】

単独で実施するよりも効率的、効果的に実施することができます。

【留意点】

- ・ 市民自治の多様な担い手と市とでよく話し合いを行ったうえ、協定書の内容を決めるようにします。
- ・ 協定書に基づいて実施している段階でも、相互の情報交換を行うようにします。

4. 補助金交付など

市民自治の多様な担い手が行う活動に、補助金などといった形で資金面から支援するものです。市ではすでに、多くの取組を各種団体と協働で行っています。

【効果】

自己資金だけでは実現が難しい活動を実施できることにより、活動の幅や可能性が広がり、活動の活性化も期待できます。

【留意点】

補助活動の完了時に実績報告書の提出が必要なこと、補助金の額の確定は実績報告書等の審査後になるなど、完了後の手続きについても、事前に十分確認をする必要があります。

5. 企画・調査計画策定

市民自治の多様な担い手が、活動を企画立案する段階で意見や提言をし、計画などに反映させていく形態です。

【効果】

計画の立案などにおいては、法律などの専門的な知識を持つ市の実効性に加え、市民自治の多様な担い手の参画により柔軟で新たな発想を取り入れ、市民のニーズにふさわしい計画などの策定が期待できます。

【留意点】

企画・計画段階において関与度を高め、お互いの当事者意識の向上が図れるよう配慮が必要です。

6. 委託

市民自治の多様な担い手に、業務を依頼する形態です。

単に受託者が発注者の要求に応えるだけでなく、お互いに意見を出し合いながら、業務を進める場合を指します。

【効果】

経験やノウハウを習得したり、社会的信用を高めたりすることができます。

【留意点】

- ・ 市民自治の多様な担い手の持つネットワークや、専門性・先駆性などの特性を活かすことが重要です。
- ・ 単なる下請化を避け、市民自治の多様な担い手の特徴を活かし、自主性が発揮され、効果的な活動が可能となるよう、工夫をする必要があります。
- ・ 契約書、仕様書などに定められた責務を履行する義務を負うことになります。